

別添 2

令和 7 年度年代別消費者トラブル等防止のための SNS 情報発信業務企画提案協議審査基準

評価項目	審査の視点・ポイント等	配点
(1) 全体の広告費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告媒体に支払う広告費の総額はいくらか。 ・ より多くの金額が配分されているか (目安 360 万円程度以上)	10
(2) テーマに応じた広告の企画案の提示	<ul style="list-style-type: none"> ・ ターゲティングや広告実施媒体等の提案は、各テーマの広報目的を効果的に達成するものか。 	20
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告デザイン及び広告文は、閲覧者が最後まで内容を閲覧したくなるデザインや工夫が施されているか。 	20
(3) 閲覧情報の整理・分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ レポートは詳細かつ今後の事業展開に有用な内容か。 	20
(4) デジタルプロモーションの実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実績が十分であり、高い業務遂行能力及び確実な事業実施が見込まれるか。 	10
(5) 事業スケジュール及び事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業スケジュールは、打ち合わせ、ターゲティング、広告制作・校正、広告出稿、出稿後約 10 日後報告・分析・助言、出稿内容調整、結果・改善案の報告やアフターフォローという流れがスムーズに展開されるものとなっているか。 ・ 複数のテーマを同時期に出稿するような場合においても、スムーズに展開されるものとなっているか。 ・ 提案者の組織体制は、事業スケジュールを含め、提案した業務を確実に実行できる体制か。 	10
(6) 追加提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の事業効果を高める工夫（リーチ率を高める工夫や啓発広告として適切なフリークエンシー数を設定しているか）が見られるか。 ・ 本県のデジタル化を加速するための工夫や提案があるか。 	10
合計		100